

平成21年度北陸農政局発注者綱紀保持委員会議事次第

開催日時 平成21年12月21日

開催時間 午後 1時10分から

開催場所 局長室

開会挨拶

委員長挨拶

議事次第

- | | | |
|------------------------------------|----|---|
| (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の一部改正について | 資料 | 1 |
| (2) 北陸農政局発注者綱紀保持講習会等の実施について | 資料 | 2 |
| (3) 北陸農政局発注者綱紀保持対策の競争参加資格者への周知について | 資料 | 3 |
| (4) 発注者綱紀保持に関するチェックシートについて | 資料 | 4 |
| (5) その他 | | |

農林水産省発注者綱紀保持規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 21 年 8 月 24 日

農林水産大臣 石 破 茂

農林水産省発注者綱紀保持規程の一部を改正する訓令

農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附則

この訓令は、平成 21 年 8 月 24 日から施行する。

別 紙

農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条～第 3 条 [略]</p> <p>（入札談合情報及び公益通報に関する事項）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）による公益通報及びその相談を受け、通報対象事実と判明している場合においては、<u>農林水産省職員内部通報処理要領第 4 条第 2 項</u>に規定する<u>通報等受付・相談窓口</u>へ報告するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>[以下 略]</p>	<p>第 1 条～第 3 条 [略]</p> <p>（入札談合情報及び公益通報に関する事項）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）による公益通報及びその相談を受け、通報対象事実と判明している場合においては、<u>農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）第 3 条</u>に規定する<u>公益通報等受付・相談窓口</u>へ報告するものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>[以下 略]</p>

農林水産省発注者綱紀保持規程の一部改正について

農林水産省職員内部通報処理要領（平成21年4月30日付け事務次官依命通知）の制定に伴い、入札談合情報及び公益通報に関する事項について、管理監督者等が公益通報及び相談を受け、通報対象事実と判明しているときには、「農林水産省職員内部通報処理要領」の規定に基づく窓口（地方農政局の場合は人事課）へ報告することに改正された。

改正以前は、「農林水産省公益通報に関するガイドライン」第3条に基づく相談窓口（地方農政局は人事課）へ報告することとなっていた、このため、今回の一部改正による相談窓口においても改正前と同様に人事課であり、従前の体制に変更はない。

北陸農政局発注者綱紀保持講習会等の実施について

平成21年度における北陸農政局内での発注者綱紀保持のための講習会等については、以下の考え方にに基づき講習会等を実施する。

1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

2 対象者

管内本局、農政事務所及び事業（務）所の発注担当職員及びその他の関係職員

3 講習会の開催及び今後の予定

・管内事業所等用地及び管理担当者会議を活用して「発注者綱紀保持マニュアル、ポケット版」に基づく講習とともに、発注者綱紀保持に関するチェックシートによる自己点検を実施した。

開催日 平成21年11月 9日（月）

受講者 36名

・管内農政事務所、事業所等庶務担当者会議を活用して、公正取引委員会事務総局中部事務所担当官を講師に、「入札談合の防止に向けて」の、講習会を開催した。

開催日 平成21年11月27日（金）

受講者 65名

・管内農政事務所、事業所等次長・庶務課長会議等を活用して「発注者綱紀保持マニュアル、ポケット版」に基づく、講習会を開催する。

開催日 平成22年2月19日（金）予定

受講者 30名程度

4 その他

講習会において、発注者綱紀保持に関するチェックシートによる自己点検を実施し、発注者綱紀保持規程及びマニュアルの習熟度を確認する。

北陸農政局発注者綱紀保持対策の競争参加資格者への周知について

平成20年度に引き続き、以下の取組を実施している。

1 北陸農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持に関する取組状況について以下の資料を掲載する。

- (1) 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- (2) 農林水産省発注者綱紀保持規程
- (3) 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル
- (4) 発注者綱紀保持委員会規則
- (5) 北陸農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- (6) 北陸農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要

2 以下の内容について、入札公告への掲載と共に、各部(室)・課の入り口にチラシを掲示し関係業者等への周知徹底を図っている。

- (1) 農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- (2) 不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

発注者綱紀保持に関するチェックシート

平成21年12月
総務部 総務課

番号	設問及び解答	解答
1	<p>「発注事務」とは、予定価格の作成や入札等契約事務を指すことから、担当原課において業務の仕様書を作成する職員は「発注担当職員」に含まれない。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第2条 「発注事務」には、予定価格の作成・入札等契約事務手順のみならず、仕様書及び設計書の作成・監督・検査等を含みます。また、「発注担当職員」には、予定価格等の秘密事項を含む決裁文書係等を含み、非常に広範囲なものとなっています。従って、担当原課における仕様書作成業務は当然「発注事務」に含まれ、発注担当職員として綱紀の保持に努めなければなりません。</p>	×
2	<p>「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者、委託契約相手方である地方公共団体等を含む。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第2条 「事業者」は、法人業者・共同企業体・組合その他の団体、及び個人並びにこれらの役員・従業員・代理人やその他これに準ずる者とされており、競争参加有資格者以外の事業者や農水省所掌に無関係な事業者も含みます。これは、事業者のいかなを問わず発注担当職員等としての綱紀保持の徹底を図ること、当該事業者を介しての競争参加有資格者かの間接的な働きかけも想定されるためです。</p>	
3	<p>入札を予定している役務契約について匿名の電話があり、「談合が行われている」と告げられた。しかし、相手は名乗らず、それ以上何ら説明もなかった。情報があまりにも不確定で根拠がないと思ったが、念のため上司である課長に相談し、了承を得たうえで入札を行うこととした。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第4条 発注担当職員が入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、公正入札調査委員会へ通報し、公正入札調査委員会において「談合情報マニュアル」に従って調査等を実施します。公正入札調査委員会は、従前は建設工事契約のみを対象としていましたが、平成21年3月18日の改正により、物品・役務等契約も調査の対象となっています。</p>	×
4	<p>管理監督者が、部下である発注担当職員から秘密保持義務に違反する者が内部にいると相談を受けたため、発注者綱紀保持担当者に報告するよう指導した。 しかし、報告による不利な取扱いを受けることを恐れ、報告することに難色を示したため、相談を受けた管理監督者が発注者綱紀保持担当者に報告を行った。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第5条 秘密保持義務は訓令第6条に規定されており、訓令第11条においては、発注担当職員は自ら担当する発注事務に関し、第3条・第6条及び第7条に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けた時は、速やかに「発注者綱紀保持担当者」に報告することとなっています。 訓令第5号においては、これら発注担当職員の責務が果たせるよう、発注担当職員を適切に指導監督することが管理監督者の責務として定めてあります。 しかしながら、どうしても発注担当職員が報告に難色を示した場合は、適正な発注事務の確保の観点から、相談を受けた管理監督者が発注担当職員から相談を受けたものとして、報告を行うのもやむを得ないと思料されます。</p>	

番号	設問及び解答	解答
5	<p>公共工事の発注予定（工事件名・施行場所・入札時期）について、ある事業者より問い合わせがあったが、既にホームページ上に公表していたので、その範囲内で回答した。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第6条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者間の適正な競争を害さないため、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名、その他の発注事務に関する職務上知れ得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければなりません。従って、既に公表済みの情報の範囲内の回答であれば、これに抵触することはなく問題はありませぬ。</p>	
6	<p>一般競争入札に付した事業の公告内容について、競争参加者である事業者から照会があったので回答した。内容的には他の競争参加者にも知らせるべき内容であったが、照会を受けていなかったことから、他の競争参加者に対しては回答を行わなかった。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第6条 業務の必要性から、このような照会に対して回答を行うことは支障はありませんが、公平な競争を確保する観点から、入札価格に影響のある内容であれば、他の競争参加者に対しても一律に回答を行う等の対応が必要です。</p>	×
7	<p>1者応札を防止する観点から、顔見知りの業者に公告前の入札情報を教え、入札に参加するようお願いした。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第6条 5でも記しましたが、管理監督者及び発注担当職員は、事業者間の適正な競争を妨げないため、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名、その他の発注事務に関する職務上知れ得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければなりません。従って、公表前の入札情報を教えることは訓令違反となり、他に刑法における競売等妨害に当たる可能性があります。</p>	×
8	<p>業務の発注時期が集中する時期に、所定の時間内では事務処理が終わらないことから、やむを得ずに週末自宅で仕事をするため書きかけの仕様書を持ち帰り、期限に間に合わせた。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第6条 管理監督者及び発注担当職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を庁舎外に持出し・送付（電磁的方法によるものを含む。）し、その他これに類することを行ってはならないとされています。 書きかけの仕様書を持ち帰る行為は、秘密が外部に知れる恐れが生じることから、訓令違反行為となります。</p>	×
9	<p>落札事業者が受注のお礼の挨拶に来たが、挨拶自体は発注事務に含まれないことから、1人で対応した。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第7条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接に当たっては、受付カウンター・その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにすることが肝要です。この場合の挨拶は、単に受注のお礼ということで発注事務には含まれないことから、複数の職員での対応は不要ですが、国民の疑惑や不信を招くことのないよう配慮が必要です。</p>	
10	<p>発注担当職員ではあるが、直接の担当ではない顔見知りの出入り業者と廊下で数回に渡って立ち話をしたが、内容は世間話なので問題はない。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第7条 9でも記しましたが、管理監督者及び発注担当職員は、受付カウンター・その他適切</p>	×

番号	設問及び解答	解答
	な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするとされています。直接の担当ではなくても特定の業者と立話を重ねることは、厳に慎むべきです。	
11	<p>事業者から公表前の予定価格について電話で問い合わせを受けたので、不当な働きかけとしてこれを拒否し、その後当該内容を記録し、公表する旨を伝えようとしたところ電話を切られてしまった。相手に記録する旨を伝えていないので、発注者綱紀保持担当者に対しての報告は行わなかった。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第11条 発注担当職員は自ら担当する発注事務に関し、第3条・第6条及び第7条に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けた時は、速やかに「発注者綱紀保持担当者」に報告することとなっています。たとえ相手方に記録・公表する旨を伝えていなくとも、不当な働きかけを受けた場合には、対応した事実を報告して下さい。なお、相手によっては、農水省における発注者綱紀保持対策を知らない場合も考えられるので、対策の趣旨や内容について改めて説明する必要があります。</p>	×
12	<p>発注担当職員として第三者から不当な働きかけを受けたので、先ず管理監督者に報告書を提出し、管理監督者の確認修正を受けた後に、発注者綱紀保持担当者に対し報告を行った。</p> <p>-----</p> <p>【解説】訓令第11条 発注担当職員が自ら担当する発注事務に関し、第3条・第6条及び第7条に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けた時は、「管理監督者」ではなく「発注者綱紀保持担当者」に報告することにしたのは、管理監督者の意見は、事実に基づき正確に記録・報告することが重要であり、直接の上司である管理監督者が当該事実の修正を行わないよう、管理監督者を経由しないこととしたものです。従って、問のように管理監督者に報告することは、本規程の趣旨に反するものです。</p>	×

(狭義で「管理監督者」＝「所属の長」＝「課長等」との理解により。)